



公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和5年12月18日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友上田東店

上田市常田三丁目300-1 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

上田蚕種株式会社

上田市常田三丁目4番57号

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社西友	大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目1番1号

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社西友	大久保 恒夫	東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目12番10号

4 変更した年月日

令和5年5月8日

5 届出年月日

令和5年10月5日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は上田地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

令和5年12月18日から令和6年4月18日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は上田地域振興局商工観光課

産業立地・IT振興課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和5年12月18日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友真田店

上田市真田町本原614-1 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社西友

東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目12番10号

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社西友	大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目1番1号

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社西友	大久保 恒夫	東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目12番10号

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社西友	大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目1番1号

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社西友	大久保 恒夫	東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目12番10号

4 変更した年月日

令和5年5月8日

5 届出年月日

令和5年10月5日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は上田地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

令和5年12月18日から令和6年4月18日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は上田地域振興局商工観光課

産業立地・IT振興課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和5年12月18日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友駒ヶ根店

駒ヶ根市赤穂14637-1 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社西友

東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目12番10号

株式会社三洋堂書店

愛知県名古屋市中区瑞穂区新開町18番22号

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社西友	大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目1番1号
株式会社三洋堂書店	加藤 和裕	愛知県名古屋瑞穂区新開町18番22号

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社西友	大久保 恒夫	東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目12番10号
株式会社三洋堂書店	加藤 和裕	愛知県名古屋瑞穂区新開町18番22号

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社西友	大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目1番1号
株式会社三洋堂書店	加藤 和裕	愛知県名古屋瑞穂区新開町18番22号

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社西友	大久保 恒夫	東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目12番10号
株式会社三洋堂書店	加藤 和裕	愛知県名古屋瑞穂区新開町18番22号
株式会社セリア	河合 映治	岐阜県大垣市外瀬二丁目38番地

4 変更した年月日

令和4年9月12日ほか

5 届出年月日

令和5年10月5日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は上伊那地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

令和5年12月18日から令和6年4月18日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は上伊那地域振興局商工観光課

産業立地・IT振興課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和5年12月18日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友伊那竜東店

伊那市伊那部上新田2709 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社西友

東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目12番10号

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社西友	大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目1番1号

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社西友	大久保 恒夫	東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目12番10号

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社西友	大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目1番1号

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社西友	大久保 恒夫	東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目12番10号

4 変更した年月日

令和5年5月8日

5 届出年月日

令和5年10月5日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は上伊那地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

令和5年12月18日から令和6年4月18日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は上伊那地域振興局商工観光課

産業立地・IT振興課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和5年12月18日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友島内店

松本市大字島内4163-1 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

有限会社カワフネ

松本市大字島内3782番地

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社西友	大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目1番1号
有限会社ヤナギヤ	柳沢 真衣子	松本市大字島内4660

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社西友	大久保 恒夫	東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目12番10号
有限会社ヤナギヤ	柳沢 真衣子	松本市大字島内4660

- 4 変更した年月日
令和5年5月8日
- 5 届出年月日
令和5年10月5日
- 6 届出書の縦覧の場所
長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は松本地域振興局商工観光課
- 7 縦覧の期間
令和5年12月18日から令和6年4月18日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は松本地域振興局商工観光課

産業立地・IT振興課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和5年12月18日

長野県知事 阿部 守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
西友穂高店
安曇野市穂高5626-1 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社西友
東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目12番10号
- 3 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社西友	大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目1番1号

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社西友	大久保 恒夫	東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目12番10号

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社西友	大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目1番1号
細川 陽子	—	安曇野市穂高5626-1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社西友	大久保 恒夫	東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目12番10号
細川 陽子	—	安曇野市穂高5626-1

- 4 変更した年月日
令和5年5月8日
- 5 届出年月日
令和5年10月5日
- 6 届出書の縦覧の場所
長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は松本地域振興局商工観光課
- 7 縦覧の期間
令和5年12月18日から令和6年4月18日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は松本地域振興局商工観光課

産業立地・IT振興課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和5年12月18日

長野県知事 阿部 守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
西友笹部店
松本市笹部一丁目606-1 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社西友
東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目12番10号
- 3 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社西友	大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目1番1号

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社西友	大久保 恒夫	東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目12番10号

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社西友	大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目1番1号

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社西友	大久保 恒夫	東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目12番10号

4 変更した年月日

令和5年5月8日

5 届出年月日

令和5年10月5日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は松本地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

令和5年12月18日から令和6年4月18日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は松本地域振興局商工観光課

産業立地・IT振興課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和5年12月18日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ショッピングタウンとよしな

安曇野市豊科南徳高744-1 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社カインズ

埼玉県本庄市早稲田の杜一丁目2番1号

株式会社西友

東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目12番10号

豊倉商事株式会社

松本市笹部二丁目2番22号

望月 伸泰

安曇野市豊科南徳高805番地1

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社カインズ	高家 正行	埼玉県本庄市早稲田の杜一丁目2番1号
株式会社西友	大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目1番1号
豊倉商事株式会社	赤羽 浩太郎	松本市笹部二丁目2番22号
望月 伸泰	—	安曇野市豊科南徳高805番地1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社カインズ	高家 正行	埼玉県本庄市早稲田の杜一丁目2番1号
株式会社西友	大久保 恒夫	東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目12番10号
豊倉商事株式会社	赤羽 浩太郎	松本市笹部二丁目2番22号
望月 伸泰	—	安曇野市豊科南徳高805番地1

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社カインズ	高家 正行	埼玉県本庄市早稲田の杜一丁目2番1号
株式会社西友	大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目1番1号
有限会社フルールあずさ	古幡 郁浩	安曇野市堀金鳥川4129番地1
小林製菓株式会社	小林 和幸	安曇野市豊科4476番地
有限会社なかや薬局	中村 健志	安曇野市三郷温3798-1
ル・プレ株式会社	塚田 弘	埴科郡坂城町大字坂城6428
株式会社ブラザクリエイト	大島 康広	東京都中央区晴海一丁目8番10号晴海アイランドトリトンスクエアオフィスタワーX棟27階
小林 利次	—	安曇野市穂高牧901-4
豊倉商事株式会社	赤羽 浩太郎	松本市笹部二丁目2番22号
望月 伸泰	—	安曇野市豊科南徳高809
株式会社セリア	河合 映治	岐阜県大垣市外濶2-38

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社カインズ	高家 正行	埼玉県本庄市早稲田の杜一丁目2番1号
株式会社西友	大久保 恒夫	東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目12番10号
有限会社フルールあずさ	古幡 郁浩	安曇野市堀金鳥川4129番地1
小林製菓株式会社	小林 和幸	安曇野市豊科4476番地
有限会社なかや薬局	中村 健志	安曇野市三郷温3798-1
ル・プレ株式会社	塚田 克好	埴科郡坂城町大字坂城6428
株式会社ブラザクリエイト	大島 康広	東京都中央区晴海一丁目8番10号晴海アイランドトリトンスクエアオフィスタワーX棟27階
小林 利次	—	安曇野市穂高牧901-4
豊倉商事株式会社	赤羽 浩太郎	松本市笹部二丁目2番22号
望月 伸泰	—	安曇野市豊科南徳高809
株式会社セリア	河合 映治	岐阜県大垣市外濶2-38

4 変更した年月日

平成29年8月31日ほか

5 届出年月日

令和5年10月5日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は松本地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

令和5年12月18日から令和6年4月18日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は松本地域振興局商工観光課

産業立地・IT振興課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和5年12月18日

長野県知事 阿部守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

東松本シルクプラザ

松本市元町一丁目29-7 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社高原社

松本市元町一丁目2番1号

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社高原社	関 秀一	松本市元町一丁目2番1号

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社高原社	山本 廣躬	松本市元町一丁目2番1号

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社ケーヨー	醍醐 茂夫	千葉県千葉市若葉区みつわ台一丁目28番1
株式会社西友	大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目1番1号
株式会社シナノ・グループ	窪田 国典	長野市南長野南石堂町1423-4 南石堂A-1ビル
カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社	増田 宗昭	東京都渋谷区南平台町16-17 澁谷ガーデンタワー6階

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社ケーヨー	實川 浩司	千葉県千葉市若葉区みつわ台一丁目28番1
株式会社西友	大久保 恒夫	東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目12番10号
株式会社シナノ・グループ	窪田 国典	長野市南長野南石堂町1423-4 南石堂A-1ビル
カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社	増田 宗昭	東京都渋谷区南平台町16-17 澁谷ガーデンタワー6階

- 4 変更した年月日
令和4年3月19日ほか
- 5 届出年月日
令和5年10月5日
- 6 届出書の縦覧の場所
長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は松本地域振興局商工観光課
- 7 縦覧の期間
令和5年12月18日から令和6年4月18日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は松本地域振興局商工観光課

産業立地・IT振興課

公告

建築士法(昭和25年法律第202号)第9条第1項の規定により、次のとおり二級建築士の免許を取り消しました。

令和5年12月18日

長野県知事 阿部守一

- 1 免許の取消しをした年月日
令和5年12月8日
- 2 免許の取消しを受けた建築士の氏名及びその者の登録番号
岩垂修一
二級建築士 長野第9332号
- 3 免許の取消しの理由
建築士法第9条第1項第2号に該当するため(死亡による)

建築住宅課